

令和2年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
管理課	滋賀県物品・役務電子 調達システム機能一 部改修業務委託	滋賀県物品・役務電子 調達システム機能一 部改修業務	令和2年4月30日 ~ 令和2年12月31日	日本電気株式会社滋 賀支店	10,923,000	滋賀県物品・役務電子調達システムは、開発者 である当該事業者と滋賀県とがシステムに係るソ フトウェアの著作権を保有しており、当該事業者 でなければシステム機能改修業務を実施できな いため。	2	3イ